

令和2年第5回松山市教育委員会定例会

(西村事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(西村事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和2年第5回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に松坂委員を指名いたします。

ここで、お知らせいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づきまして傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、7人の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対して、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第11号「令和2年度（令和元年度対象）松山市教育委員会の点検・評価について」を議題といたします。

西村事務局次長から説明を求めます。

(西村事務局次長)

生涯学習政策課、西村です。

よろしくお願いたします。

議案第11号「令和2年度（令和元年度対象）松山市教育委員会の点検・評価について」ご説明いたします。

お手元にお配りしております「松山市教育委員会点検・評価報告書」（案）をお願いいたします。

まず、1枚めくっていただきますと、法律の抜粋が出ておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条において、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されています。

そのようなことから今回、この報告書をご説明させていただき、本定例会で了解をいただいたうえで、次期市議会定例会の際に議会に提出するとともに公表させていただきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただきますと、目次が記載されていますが、本報告書は、冒頭部分に教育委員会会議の開催や審議状況ならびに教育長・教育委員の活動状況について報告し、その後、基本方針、施策方針ごとの事業に関する点検・評価結果を報告するという構成になっております。

それでは、次の1ページをご覧ください。

まずは、項目2番の「教育委員会会議の開催状況」ですが、令和元年度は、定例会、臨時会を合わせまして8回開催していることを記載しております。

次に、項目3番の「教育委員会会議での審議状況」ですが、審議案件が23件、報告事項が16件、説明事項が7件、請願事項が2件となっており、次のページ、2ページに記載をしておりますとおり、審議案件は「公民館運営審議会委員の委嘱について」のほか22件、報告事項は4ページに記載をしておりますとおり「公民館長の退任及び委嘱について」のほか15件、説明事項は5ページ上段の「平成31年度教育委員会主要事業について」のほか6件、請願事項が5ページ下段の「教科書採択方法に抗議し、採択方法の見直しを求める請願」ほか1件となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

項目4番の「教育長及び教育委員の活動状況」ですが、こちらには、教育委員会会議以外で教育長ならびに教育委員の皆さまに、ご出席いただい

た事業等について、6ページから8ページに記載しています。

続いて、9ページをお願いします。

項目5番の「点検・評価結果」ですが、実施にあたっては、昨年2月に策定しました、『第4次まつやま教育プラン21』の3つの基本方針に基づく16の施策方針について、目標の達成状況や今後の課題などを記載するとともに、自己評価を5段階、今後の方向性を3段階で評価し、さらに、3名の学識経験者に5段階で外部評価していただくほか、ご意見やご助言を付したものとしております。

それでは、記載項目について、具体的な事例を挙げて説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

ここでは、基本方針1「生涯を通して学び、活躍できる環境の整備」のうち、施策方針(1)「豊かな生き方を築く生涯学習の推進」にかかる点検・評価について、16ページまで記載しております。

それでは、事業ごとの調書について、10ページの「学校施設開放事業」に沿ってご説明いたします。

まず、令和元年度の自己評価といたしまして、目標やその達成状況、具体的な取組内容等を記載しております。

表の上から4番目、自己評価の欄は、「目標を大きく上回る成果が上がった」というS評価から、「目標を大きく下回る成果に留まった」というD評価までの5段階としておりますが、この本事業では、小中学校合わせまして開放実施校数が77校、登録団体数が881団体であり、多くの小中学校で利用枠一杯に使用していることから、B評価「目標どおりの成果が上がった」としているものでございます。

次の今後の方向性の欄には、上記の成果が得られたことから「計画どおりに実施する」という『ア』に分類し、課題や問題点を踏まえ、次年度に向けての改善内容として、「グラウンドの夜間照明設備のうち、老朽化の激しいものについて更新工事を行い、地域の実情に応じて、利用団体の多い地区は事前の利用調整会を行う」としております。

続きまして16ページをお願いします。

ここでは、学識経験者として、『第4次まつや

ま教育プラン21』の策定にご協力をいただきました、愛媛大学副学長の三浦和尚氏、元PTA連合会会長の井門照雄氏、松山東雲短期大学名誉教授の越智由紀子氏からいただきました評価や意見等を記載しております。

その内容についてですが、「学校施設開放事業」「青少年センター管理運営事業」「読書振興事業」「子ども読書活動推進事業」の計4事業に対する自己評価等から、「豊かな生き方を築く生涯学習の推進」の施策方針に対する評価として、「b目標どおりの成果が上がった」という評価をいただいております、ご覧のと通りの頂戴した意見を記載しております。

このような形で、10ページから80ページにかけて、16の施策方針ごとに点検・評価をしております。

46の事業に対する自己評価としましては、「目標を大きく上回る成果が上がった」という「A」の評価が3件、「目標どおりの成果が上がった」という「B」の評価が43件でありまして、また、学識経験者の16の施策方針に対する評価は、いずれも「b」の「目標どおりの成果が上がった」となっております。

私どもといたしましては、教育委員会として、この点検・評価の結果並びにいただいたご意見を踏まえつつ、今後の教育行政の推進に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(豊田委員)

昨年度までの報告書の様式と違って、非常に整理されて、分かりやすくなった、非常にいいなと思います。

具体的な内容について、掲載されております順番に4点、4つの事業について、意見というか、質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

まず、報告書の27ページにあります「道徳教育推進事業」に対してです。

道徳の授業改善に関して、第三者の評価・意見、31ページなんですけれども、その中に「経験豊かな先生にこそ変革が求められていると思う」とか、「教員の意識の向上が図られる研修を望む」とあります。

しかし、このことは道徳の授業はもちろんなんですけれども、すべての教科の授業改善について、言えることではないかと思います。

そこで教育研修センターでは、教員の意識向上や変革を図るためにどういうふうに取り組んでおられるのか、伺いたいと思います。

(越智所長)

研修センター、越智でございます。

ご指摘の件についてですけれども、まず道徳に限ってお答えしますと、令和元年度から道徳を扱う講座は、中堅研修にも組み込むなど、様々な年代で研修出来る機会というのも、増やし、経験豊かな教員たちにも対応するようにしておりますが、委員さんご指摘の様に経験豊かな教職員の意識の変革というものは、道徳に限ったものではないというふうに研修センターでも捉えております。

児童生徒の健やかな成長・学力の向上を願って学び続ける教員であることこそが、大切であり、本センターは、そういう教員であり続けていただくために、教育に対する情熱や誇り、それからやりがいといった心の部分にも働きかけながら経験に加えて、さらに向上心を持って学び続け、教員の専門性を高める研修を今後も提供していきたいというふうに考えております。

(豊田委員)

続いて、30ページの「不登校対策総合推進事業」に関して、お伺いします。

教育支援センターに全国的に見ても先駆けて、適応指導教室なんですけど、これまでも多くの成果を上げてきたというふうに認識しています。

3年前に、いわゆる教育機会確保法が施行されて、この適応指導教室の役割が改めて見直されていると思うんですけれども、かえってこの利用者が減っている、昨年度は11名、多いときに比べると半分以上に減っている状態だと思うんですけれども、支援センターはこのことをどういうふうに捉えて対応されているのか、お伺いしたいと思

います。

(安井所長)

今尋ねられました適応指導教室なんですけど、まず直近の状況といたしまして整理いたしますと、平成28年度につきましては入室者は37名、そして29年度は26名、30年度は19名、そして令和元年度は先程おっしゃっていただきました11名と年々減少をしているところでございます。

そして、この入室者の減少している要因についてなんですけれども、我々も明確なこれといった答えには辿り着いていないんですけれども、考えられるものとして、まず、1つは児童生徒の発達の遅れや特性など、小集団での生活が難しくなっているようなケースが増加しているのではないかと、そして、もう1つ、2点目といたしましては、各学校の方での相談室での取り組みというのが、だいぶ強化されてきておりますので、そういったところの改善がされてきているのではないかと、そして、3点目としましては、先程お話の中にもありました平成28年度の教育機会確保法、こちらの方が制定をされたことによりましてですね、フリースクール等、新たな学びの場・居場所づくりというのが増えてきた、こういったものも関係をしているのではないかと、といったところを推察しております。

しかしながら、この適応指導教室につきましては、教育委員会の中に設置された公の施設で当然費用はかかりません。

そして、日頃から学校や教員との緊密な連携も取りながら、相談支援を提供できるという強みもございますので、我々として、児童生徒やその保護者、皆さんに寄り添いながら細やかな支援を行って参りたいということで考えておるところでございます。

(豊田委員)

今、所長さんの話の中に、発達の特性のある生徒の増加によって対応が難しくなっている問題のご指摘がありました。

そのとおりだろうと思うんですが、不登校生が減りませんね。

学校で本当に丁寧な対応をして、いろんな機会学校に行き来が出来るようにと指導されているのに不登校生が減らない、児童生徒数が減るのに

不登校生が減らないということは学校に、学習に対する、また集団活動に対する抵抗というのがあるんだろうと思うんです。

学習はいろんな形で出来ますけれども、人間関係を学んでいくというのは、やっぱり集団の中で学ばないといけないんだと思うんですね。

そうすると従来の支援センターで行っていたスポーツ活動や文化活動なども非常に重要な働きをしていたと思うんですけれども、ぜひ、そのことを忘れないで、特別な対応が必要な子へどう対応していくか、研修を深めていくことももちろん大事なことでお願いしたいと思うんですけれども、そういう本来の支援の在り方、そういう場所であるということも是非、考慮に入れていただきたいなど、どうかよろしくをお願いします。

続いて49ページ、「幼保小中連携教育推進事業」に関してお聞きしたいと思います。

新学習指導要領の完全実施に伴い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育の在り方がこれまで以上に問われることになってくるんだというふうに思っています。

特に幼児教育・保育の無償化に伴って、私立の幼稚園に入る子が増えたり、英語教育とか、プログラミング教育などを売りにした幼稚園が増えた、小学校就学前教育にいろいろなことが増えてくる、そうするとますます複雑で多様化した子どもたちが小学校に入ってくると、それが考えられます。

ですから、小中の連携はもちろん、幼保小の連携の在り方に、これまで以上に研究していただくことが必要になるんじゃないかというふうに思うんです。

そのことについてどのように充実発展をさせていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

(横江課長)

学校教育課の横江でございます。

「幼保小中連携教育推進事業」につきましては、平成22年から計画的に行っている中でございます。

その中で委員さんのご質問のありました幼保小の連携についてでございますけれども、平成29年度までに市立の幼稚園を研究指定校に指定して研究を進めてまいりました。

今後につきましては、幼稚園、また市立の保育

園もございますので、幼稚園・保育園から小学校1年生への接続期に見られる課題の解消というのがより大きくなっていくんだろうと思っております。

そのために、昨年度、久米地区での研究指定をしておりますので、今回、久米保育園を研究指定校に指定をしております。

こういったところから市立の幼稚園だけじゃなくて、保育園から小学校への幼保小のつながり、また委員さんがおっしゃられましたように、私立の幼稚園、これにつきましてはなかなか難しいところありますけど、地域とのつながりの中で出来るのであれば、そういうところと連携していくと、やはり小学校の学習というのが大変こう充実していくんじゃないかというふうに考えております。

合わせて、市立の坂本幼稚園であるとか、五明幼稚園につきましても、大変小規模の幼稚園ではございますけれども、より研究を進めていく中で五明小学校、坂本小学校との、その連携を図るということを他に広げていくために研究推進校に追加指定をさせていただきました。

このあたりも含めて、今後、保育・幼稚園課との連携を図って、さらに事業について進めていくと考えております。

(豊田委員)

ありがとうございます。

ぜひ、それを進めていただきたいと思いますけれども、本事業の趣旨から離れてしまうんですけれども、幼児教育の重要性が非常に世界的に改めて見直されていますよね。

今回の学習指導要領、学びを起点に見直された、幼稚園教育要領から保育指針から全て含まれてされた、それにもやはり幼児教育の重要性から考えた学び、個人の発達っていうのが連続しているんだっていうことを踏まえた上での改定だったと思うんです。

それで、研究をしていただくんですが、発達・教育の連続性で考えると指導する側だけの問題ではなくて、実は保護者の家庭の問題も含まれてくるんじゃないかと思います。

ですから、本事業の趣旨から離れますけれども、家庭との連携ということも是非考慮に入れながら出来るところは進めていただけると有難いな

と思いますので、よろしく申し上げます。

続いて最後に、55ページ「教職員研修事業」、ここに教育センターでの研修の目的達成状況等を見ますと非常に高い成果を上げておられて素晴らしいと思うんですけれども、少し具体的な質問をさせていただきます。

昨年度47の研修を実施し、教職員の受講者が述べ約19,000人とありますけれども、この内、自主的に希望して受講した研修というのはどれくらいあるのか、また受講者が何名くらいだったのか、それから本センターの特徴、非常に全国的にも珍しい特徴の1つが、平日の夜間利用とか、土曜日の利用が可能なことなどがあるんだと思うんですけれども、それらの利用状況はどうか、さらに、センター主催の研修以外に自主的なグループが利用して研究等していることもあろうと思うんですが、もし、そういうことを把握しておられるようだったら、合わせてお伺いしたいと思います。

(教育長)

手元、資料とか無かって分かりにくい部分があったら、後で報告という形でもよろしいですが、分かる範囲で答えていただけますか。

(越智所長)

教育研修センター越智でございます。

まず、自主的な研修ですけれども、研修項目としては6つの研修がございます。

開講した講座の回数はさらにそれよりも多くの回数になる訳なんですけれども、この自主参加型の研修には、およそ延べ人数で1,000人余りの教員が年間で参加をしております。

その開講状況ですけれども、休日とか夏季休業日に開催した講座、それから夜間に開講した講座の合計数ですけれども、およそ90、参加者は延べ、これも1,000人を超えることとなります。

教員で構成している各種団体が自主的に本センターを利用して、研修をした回数ですけれども、開催状況を確認できる限りにおいてですけれども、全部で55回程度、およそ55回で、これは延べ人数で1,100人、本センターが開講している講座ではなく、先生たちが自主的に自分たちの団体に研修をここを使ってやっているのが55回1,100人です。

(豊田委員)

ありがとうございました。

(教育長)

よろしいですか。

その他ございませんか。

(一色委員)

1点だけお伺いしたいんですけども、46ページの「情報化推進事業・小中学校教育用コンピュータ整備事業」についてお伺いしたいんですけども、令和元年度の事業評価につきましては、私はこれで結構だと思っておりますが、その今後の課題・問題点のところに書いておりますように「GIGAスクール構想」、生徒さんに1人1台の端末と高速通信ネットワークを整備していくという、これはおそらく令和2年度から始まっているんだろうと思うんですが、その進捗状況について教えていただければと思います。

と言いますのは、コロナの休校で、学校がお休みになった折に、全国的に、ある学校では、リモート授業をやったというような学校もあるかと思いますが、そういうことでICT環境の整備といいますかですね、それが将来に渡って、やはり重要になってくるんだろうと思うんですよね。

だから、それについての将来の構想というか進捗状況について、もし分かる点があればですね、これは、国の事業の一環だろうと思うんですけれども、松山市については、今こういう状況ですつというのを教えていただければと思います。

(越智所長)

研修センター越智でございます。

「GIGAスクール構想」の進捗状況についてですけれども、6月の補正予算で全小中学生の1人1台端末の予算が可決されましたので、今年度内の整備を目標に現在進めているところでございます。

また、その1人1台端末が安定して使えるようにするための高速大容量ネットワークの工事につきましては、既に調達を終え、各学校との工期等の調整を進め、現在工事に入っているというような状況でございます。

今後、先程の遠隔授業等のこともございますので、新型コロナウイルスの今後の感染に備えて、

貸し出しを出来るモバイルルーター等の整備も出来るだけ早く進める予定でございます。

(教育長)

その他ございませんか。

(松坂委員)

重複するところもありますし、また、事務局の皆様から返答をいただきたいとは思ってないですけども、全体としての感想とお願いを一言述べさせていただいたらと思います。

各事業についての自己評価が、「目標を上回る成果が上がった」ものが3、残りの43事業が「目標どおりの成果が上がった」との結果が出ておりました。

また、外部評価におきましても、「目標どおりの成果が上がった」と評価されております。

全体としてこういう結果になったことは、教育委員会事務局の方々の努力の賜物と受け止めております。

今後は改善点は改善し、発展的に充実させ、繋げていくことが重要だと思います。

けれども、本年度は新型コロナウイルスなどの要因が悪影響を及ぼす事業もあるのではないかと、そういったことを大変心配しております。

先程もお話にし少し出ましたけれども、影響を最小限に抑える工夫、また影響を逆手に取る工夫、そういったものをお願い出来たらなと思っております。

また、外部評価におきまして、青少年センターや子規記念博物館などの老朽化、また、学校施設の個別の整備計画・整備方針などについて言及されておられましたけれども、こちらには長期的な視野が必要で一步一步、確実な取り組みをお願いしたいと思います。

さらに外部評価の中で、事業の「見える化」それから「可視化」、そういったものの促進といったことにも触れられていました。

私も、この点は大変重要な視点だと思っております。

それから、もう1つは、今もお話がありました、情報化の推進につきましても、「待ったなしで時代が先行している」「遅れる可能性もあるという危機意識をもって欲しい」といったご指摘をいただいております。

これにも全く同感でございます。

これらのことに対応するためには、困難なこと多いと思いますけれども、事務局全体でさらに果敢に取り組んでいただけることを期待しております。

(教育長)

ありがとうございました。

(白石委員)

私も色々思っていたんですけども、ほとんどのことをさっきの3人の方々にお願いさせていただいたので、ほとんどないんですけども、今年度もコロナがずっと流行っていくと思うので、これも長期戦になることだと思いますので、短期的な視野も必要かと思いますが、長期的な視野で動いていただければと思います。

(教育長)

ありがとうございました。

その他、ございませんでしょうか。

よろしいでございますか。

それでは、事務局の方も委員さんにいただいた意見、十分に参考にいただきまして、また、今後の点検・評価に繋がるような形で、事務事業の執行に努めていただきたいと思っております。

それでは、議案第11号「令和2年度（令和元年度対象）松山市教育委員会の点検・評価について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料3ページから4ページをお願ひいたします。

議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、11名が退任し、新たに15名の委員を委嘱するものです。

まず、退任される方は、小学校や中学校のPTA会長、副会長など、地域で就任している役員の交代等の理由により、公民館運営審議会委員の辞任願ひが教育委員会に提出されたものです。

今回、委嘱を予定している方々は、先ほどの退任者の後任、または、既に委員を辞任されている方の後任として、地域団体等の役職に就かれていらっしゃる方々となっています。

任期は、令和2年7月15日から令和3年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第13号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料6ページをお願ひいたします。

議案第13号「社会教育委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、3名が退任し、新たに3名を委嘱するものです。

退任される方は、小中学校PTA連合会、松山市中学校長会、松山市小学校長会での役員交代に伴い、社会教育委員の辞任願ひが教育委員会に提出されたものです。

今回、委嘱を予定している方は、それぞれ退任者の後任として、就任されている方々になります。

任期は、前任者の残任期間になりますので、令和2年7月15日から令和3年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第13号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第13号は原案どおり決定をいたしました。  
次に、日程第4 議案第14号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。  
横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)  
学校教育課の横江でございます。  
よろしくお願いいたします。  
議案書8ページをお願いいたします。  
議案第14号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」ご説明いたします。

本市では、児童生徒及び英語教員等に生きた英語を提供するため、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、外国語指導助手いわゆるALTを任用しています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国からの渡航制限等により、新たなALTの確保が非常に困難な状況になっています。

こうした中、本市では、必要とするALTを緊急的に確保するため、今期で任期が満了となる予定であったALTを再任用することを考えており、今回の一部改正は、そのために必要となる、再任用ALTの任期及び報酬について、新たに規定しようとするものです。

それでは、具体的な改正内容について、ご説明いたします。

まず、任期についてですが、現在、ALTの任期は1年間となっており、毎年更新することで、最長5年4箇月まで延長できることになっています。

今回の改正では、再任用されるALTに限りまして、更に1年間延長できることとし、最長で6年4箇月までの任用が可能となります。

また、報酬についてですが、現在の規則に規定する4年目、5年目のALTと同額となる、月額33万円としております。

新たに設ける、再任用ALTの任期の延長期間と報酬額につきましては、ALTを招致する自治

体国際化協会からの通知に沿ったものであり、いずれも妥当なものであると考えております。

なお、ALTの再任用につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による特例的な措置であり、令和2年7月1日から同年8月31日までの間に、任期が5年間又は5年4箇月間となるALTに限りまして対象にしていることから、本則への規定ではなく、付則に新たに第4項を設ける形を取っています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)  
以上で説明は終わりました。  
この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)  
それでは、議案第14号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第14号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第15号「松山市文化財保護条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

渡部文化財課長から説明を求めます。

(渡部課長)  
文化財課の渡部でございます。  
よろしくお願いいたします。  
10ページをお願いいたします。  
議案第15号「松山市文化財保護条例施行規則の一部改正について」ご説明をいたします。  
新旧対照表は13ページから15ページになります。



市指定の文化財は、文化財所有者の方が、所有者を変更しようとする場合や文化財の所在を変更しようとする場合などは、届出をしていただくことになっています。

また、文化財の修理など現状を変更しようとする場合は、現状変更の許可を受けることとなっておりますが、修理のために所在を変更する場合など、こうした届出や許可申請が重複して提出されることがないように、届出や許可申請が不要な場合を施行規則に明記します。

また、文化財保護審議会が書面で開催できるよう規定を加え、これに合わせて所要の規定の整備を行うものです。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第15号「松山市文化財保護条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり決定をいたします。

次に、日程第6 報告第9号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料16ページから20ページをお願いします。

報告第9号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号の規定により、教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、湯山公民館運営審議会委員越智文明さんほか52名の退任及び湯山公民館運営審議会委員渡邊恵理さんほか58名の委員委嘱について、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第9号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第7 報告第10号「松山市教育支援委員会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

学校教育課の横江でございます。

よろしくお願ひいたします。

議案書22ページをお願いいたします。

報告第10号「松山市教育支援委員会の委員の退

任及び委嘱について」ご説明させていただきます。

教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、医学、心理学、教育等の見地から調査審議し、教育支援に必要な助言を行うことを実務として設けられたものです。

現在就任しております18名の委員のうち12名の委員について令和2年6月6日に任期満了となるとともに、1名の委員について任期中に辞任の申し出があったことから、松山市教育支援委員会条例第4条の規定により、1名の辞任を承認し、13名の委嘱を行いました。

辞任の承認と委嘱につきましては、松山市教育支援委員会を6月上旬に開催する必要があり、早急に委嘱等を行う必要があったことから、教育長の専決により行ったため、今回、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により、報告するものです。

報告の内容についてですが、任期満了となる12名の委員のうち、重見委員、藤田委員、河原委員、二神委員、濱本委員の5名については、再任とし、残りの7名については、新たに、愛媛大学教育学部の榎木暢子教授、同じく愛媛大学教育学部の中野広輔准教授、堀江病院の越智麻里奈医員、松山市社会福祉事業団ひまわり園支援室の和田真由子相談支援専門員、社会福祉法人福角会地域生活者支援室の西村奈緒相談支援専門員、愛媛県総合教育センター特別支援教育室の山内望室長、松山市立姫山小学校の乗松三和子教諭に委嘱しました。

また、松山市小学校長会の特別支援教育主任会顧問校長の変更に伴う松山市立味生第二小学校の大田隆弘委員からの辞任の申し出については、それを承認するとともに、後任となる補欠委員として、新たに、松山市立北久米小学校の井上誠校長に委嘱しました。

13名とともに、子どもたちに対する特別支援教育などに関する専門の知識・経験が豊富であることから、教育支援委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、任期満了により、再任及び新任となる12名は、令和2年6月8日から令和4年6月7日までの2年間となり、前任者の辞任に伴い就任する1名は、令和2年6月8日

から、前任者の残任期間となる、令和3年6月5日となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第10号「松山市教育支援委員会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第8 報告第11号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

引き続き、学校教育課の横江でございます。

よろしくお願いいたします。

議案書24ページをお願いいたします。

報告第11号「学校評議員の委嘱について」ご説明いたします。

学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくために設けられたものであります。

学校評議員につきましては、去る令和2年4月30日に任期満了となり、全ての市立小中学校及び幼稚園から、別紙1にあります603名が推薦され、いずれも、教育に関する理解及び見識を有すると認められたことから、松山市立幼稚園管理規則第18条第3項及び松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、5月25日付で評議員として委嘱しました。

また、その後、石井東小学校、味生第二小学

校、三津浜中学校の3校から、別紙2にあります7名について、追加したいとの申し出があり、こちらについても、全員が、同様の資質を有すると認められたことから、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、6月25日付で、評議員として委嘱しました。

これら610名の委嘱につきましては、各学校で、学校評議員会が順次開催される予定となっていたことから、早期に委嘱する必要があったため、教育長の専決により行いました。

そこで今回、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により、報告するものであります。

なお、任期につきましては、別紙1の603名が令和2年5月25日から令和3年4月30日まで、別紙2の7名が令和2年6月25日から令和3年4月30日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第11号「学校評議員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第9 報告第12号「学校医の退任及び委嘱について」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

(植田課長)

保健体育課の植田です。

よろしくお願いいたします。

「学校医の退任及び委嘱について」ご報告いたします。

38ページをよろしくお願いいたします。

浅海小学校、難波小学校、立岩小学校、正岡小学校、北条小学校、及び北条北中学校の学校医である清家清一氏の退任に伴い、松山市医師会から学校医の変更の申し出がありましたので、6月1日付で清家恭三氏を委嘱しました。

教育長の専決処分により実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、ご報告するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第12号「学校医の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第10 報告第13号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

安井教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(安井所長)

教育支援センター事務所でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

報告第13号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご説明させていただきます。

今回は任期途中でございますが、家庭のご都合や4月の人事異動などの理由によりまして、育成支援委員を退任された方、また、新たに委嘱をした方の報告となります。

まず、退任をされる方でございますが、校区一

般の方が4名、小学校24名、中学校16名、高校・中等教育学校31名、商店等6名の合計81名となっております。

次に、新たに委嘱した方でございますが、校区一般が4名、小学校24名、中学校16名、高校・中等教育学校30名、商店等4名の合計78名となっております。

以上、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき、ご報告を申し上げます。

なお、今回委嘱した方の任期でございますが、令和3年3月末までとなっております。

報告は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第13号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第11 報告第14号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を議題いたします。

加地中央図書館事務所長から説明を求めます。

(加地所長)

中央図書館事務所、加地でございます。

よろしく願いいたします。

議案書46ページをお願いいたします。

報告第14号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」ご説明いたします。

図書館法第15条及び第16条並びに松山市立図書

館条例第5条の規定により、委嘱しております図書館協議会委員2名から、役員交代による退任の申し出により、松山市立小学校長会図書館担当田中ひとみ氏の後任にみどり小学校長上甲鼓季氏を、松山市小中学校PTA連合会副会長白石寛子氏の後任に同会副会長門屋邦尚氏を、図書館協議会委員に教育長の専決により委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

新委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間で、令和3年7月31日までとなっております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第14号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第12 請願第1号「教科書採択に関する請願」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんでしょうか。

(松坂委員)

請願項目の1ですけれども、提出された請願文書は、事前に私どもしっかり確認させていただきました。

趣旨はその文書から読み取れますので、趣旨説明は必要ないと考えております。

(教育長)

その他、ございませんか。

(一色委員)

請願第1号の2と3につきましては、私どもとしましては、以前の規則に戻す考えはございません。

あくまでも、教育委員会に採択権限があり、その権限と責任の中で、公正かつ適正に採択を行ってきておりますので、今後ともそういう方向でやっていきたいと考えております。

また、請願の4につきましては、教科書採択に関する臨時措置法に規定されております法定展示期間の展示が行われておりますので、これについてもそういう方向でやっていきたいと考えております。

それから、5・6・7につきましては、図書目録にございます教科書は法に則りまして、文部科学大臣の検定を経た教科書であることから、私どもとしては法令に適合していると考えております。

教科書採択にも公正確保の観点から、教科書採択についての個別の要望には、これまでも応じて来ておりませんし、今後もそういう方向でいきたいと考えております。

以上のようなことから、今回のこの請願につきましては、不採択でお願いしたいと考えております。

(教育長)

その他、ご意見ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見などもないようでございます。

採決をいたします。

請願第1号「教科書採択に関する請願」について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従いまして、本件は不採択と決定をいたします。

続いて、日程第13 請願第2号「中学校の教科書採択にあたり教員や市民の声を尊重してください」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(豊田委員)

非常にたくさんの方の名前で出されておる請願なんですけれども、請願項目は請願第1号と同じ項目になります。

それから、特定の教科書を採択しないようにという項目が含まれていますので、この請願を採択すべきではないと考えます。

(教育長)

その他、ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

では、ご意見などもないようでございますので、採決をいたします。

請願第2号「中学校の教科書採択にあたり教員や市民の声を尊重してください」については、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従いまして、本件は不採択と決定をいたしました。

続いて、日程第14 請願第3号「子どもの学習権を保障する教科書」が採択されることなどを求める請願書について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

(白石委員)

教科書採択については、教育委員会に採択権限があり、その権限と責任の中で公正かつ適正に採択を行っております。

また、教科書目録にある教科書は法に則り、文部科学大臣の検定を経た教科書であるため、法令に適合していると考えております。

以上のことから、今回の請願は不採択とするべきではないかと思えます。

(教育長)

その他、ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

では、他にご意見等もないようですから、採決をいたします。

請願第3号「子どもの学習権を保障する教科書が採択されることなどを求める請願書」について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。

本日予定の日程は以上となりますが、その他何か意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

これにて、令和2年第5回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(西村事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。